

雇用保険加入に必要な書類と注意事項

★ 必要書類等

◆法人事業所

- ①登記簿謄本のコピー
- ②ゴム印・代表印
- ③預金口座振替依頼書・・・口座情報と口座の届出印
- ④労働保険料・委託事務費・・・労働者賃金等に応じて変動します。
- ⑤従業員の情報・・・・・・・・・・氏名・住所・生年月日・賃金予定月額の確認できるもの
・被保険者番号が記載されたもの・・・または前職がわかるもの会社名、就業期間
・マイナンバーの記載されたもの
※外国人の場合、在留カードのコピー

◆個人事業所

- ①開業届のコピー (請求書・発注書などの事業内容が確認できるもの)
- ②代表者の運転免許証のコピー (事業所の所在地で事業が確認できるもの)
- ③ゴム印・代表印
- ④預金口座振替依頼書・・・口座情報と口座の届出印
- ⑤労働保険料・委託事務費・・・労働者賃金等に応じて変動します。
- ⑥従業員の情報・・・・・・・・・・氏名・住所・生年月日・賃金予定月額の確認できるもの
・被保険者番号が記載されたもの・・・または前職がわかるもの会社名、就業期間
・マイナンバーの記載されたもの
※外国人の場合、在留カードのコピー

★ 注意事項

- ①事務委託する場合は、事業主は組合へ個人加入する必要があります。
- ②雇用保険の加入対象
 - (1) 31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること。具体的には、次のいずれかに該当する場合をいいます。
 - ・期間の定めがなく雇用される場合
 - ・雇用期間が31日以上である場合
 - (2) 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ③法人事業所の役員について
雇用保険の加入対象外となります。労災保険特別加入にご加入ください。
または、『兼務役員雇用実態証明書』を提出し、ハローワークの審査により加入できることがあります。
- ④個人事業所の家族従事者について
同居の親族の場合は、雇用保険の加入対象外となります。労災保険特別加入にご加入ください。
または、『同居の親族』雇用実態証明書を提出し、ハローワークの審査により加入できることがあります。

労働保険事務組合 千葉土建市原支部 〒290-0022 市原市西広 6-20-17
TEL 0436-36-4445 FAX 0436-36-3242